

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成28年3月10日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成28年3月10日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会

第2号議案	「質疑・討論・採決」
第26号議案	「質疑・討論・採決」
第27号議案	「質疑・討論・採決」
第28号議案	「質疑・討論・採決」
第29号議案	「質疑・討論・採決」
第30号議案	「質疑・討論・採決」
第31号議案	「質疑・討論・採決」
第32号議案	「質疑・討論・採決」
第33号議案	「質疑・討論・採決」
第34号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	山崎祐一	副委員長	小野田直美
委員	浅尾洋平	長田共永	鈴木達雄 鈴木眞澄
議長	下江洋行		

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、健康医療部、教育委員会の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第2号議案及び第26号議案から第34号議案まで、並びに第89号議案の合計11議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第2号議案 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 第2号議案 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、賛成の立場から討論します。

今回の改正は、総務省において、平成28年度与党税制改正大綱で示された一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針を踏まえ、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減するため、個人番号記載の対象書類の見直しがなされたもので、地方税関係書類のうち、申請等のしたる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出される一定の書類について、税制義務者等の個人番号の記載をしないとなったものであります。

国民健康保険税の減免申請書への個人番号の記載を不要とすることは、被保険者の負担軽減を図るため、必要な改正と認められますので、賛成の討論とします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決します。

本議案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第2号議案は、承認すべきものと決定しました。

次に、第26号議案 新城市遺児手当の支給に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第26号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第26号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案 新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第27号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第28号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第28号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第29号議案の質疑をさせていただきます。

今回、国保を下げるという内容の議案が出ているんですが、なぜこういった施策に踏み切ったのかという主な理由を教えてください。

たいなと思っております。

というのは、私が9月議会でしたかね、国保を下げるというふうな質疑のほうをさせてもらったときにですね、答弁が市当局からはそのようなね、意思はないという答弁があったものですから、今回なぜこう国保を下げるという議案が出たのかなというところで、主な理由を伺います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 今回の改正につきましては、財源としては国からの財政支援の拡充分の6千万円と基金の取り崩しの7千万円の計1億3千万円を財源として、資産割の廃止と、あと医療分、基礎課税額の所得割、平等割の軽減という形になります。

国の財政支援の拡充部分については、答弁させてもらった段階では、まだ金額等の確定もしておりませんでした。

今回3月補正で1億1千万円弱の基金積み立ての補正をさせてもらったんですけど、その結果5億7千万円ぐらいの基金積み立てになります。

平成30年度から国保が広域化されますので、基金を活用をしてですね、最大限活用をして7千万円活用して税率の引き下げを考えたということになるんですけど、考える段階で、昨日、部長のほうで答弁させてもらいましたが、資産割の課税の問題がいろいろあります。県内でも3分の1ぐらいの市が資産割を廃止しておりますので、その資産割の扱いを含めて、今回改正と言うか、引き下げに踏み切ったということになります。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。国からの補助金がね、来たよというところも確定もしたということもあったということだと思うんですが、以前に自治体キャラバンっていう団体で市の当局の皆さんとお話をするということがあるんですが、そういった中で、市民の方

から資産割をなくすということを提案されたときにはですね、市は特にそういった考え方はないと。2年ぐらい前の話なんですけど、そういうふうな答弁だったのがありまして、今回、資産割を、それをなくすというふうなことに決めたプロセスはどういう形であったのかということをお聞きしたいんですが、というのは、国保を下げるには資産割をこう、なくして下げるという方法、もちろんあるんですが、中には全国見ると、1万円ね、条件にと言うか、引き下げるという市町もありましたので、そういったほかにもいろんな軽減策がある中に、今回は新城市としてはこの資産割を下げると、免除、計算から入れないというふうな形を取ったというのは、何かこう決め手となる理由があるのかどうか、そのところがわかれば教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保健医療課長。

○城所克巳保険医療課長 国保税の算定につきましては、医療、後期支援金、介護分、歳出に対して国とか県、それから基金、それから市の繰り入れを除いたものを保険税として負担していただく形になります。

負担していただく中で、所得割、資産割、それから1世帯当たりの平等割、均等割という4方式で今まで課税をさせてもらっておったんですけど、平成20年に後期高齢者医療制度ができて、75歳以上の方が国保から後期高齢者医療に変更になっております。制度が変わっております。それまでは国保ということで、資産割の調停に占める資産割の割合も多かったんですけど、現状、今、保険税としては8%ぐらいの調停になっておりますので、8%、本来で行くと、資産割を廃止すると所得割で挙げるとか、応益割、応能割の50%ずつを応能割、応益割というのが原則あるんですけど、それで資産割の影響が少なくなっておりますので、資産割廃止に踏み切ったという形になります。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第29号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第29号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案 新城市介護保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第30号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第30号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案 新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この条例の3条のところで、「共育施設を利用する者は、教育委員会で許可を受けなければならない」ということで、別に要綱を定めるというところがなくて、受け付けをする場合、書類等で受け付けを多分されるとは思うんですけど、口頭で、受け付けをするという形、この条例の中ではそこら辺が明確になっていないような気がするんですけども、別に要綱を定めるという理解でいいのか、その点について確認をします。

○山崎祐一委員長 長谷川生涯学習課長。

○長谷川泰史生涯学習課長 この設置及び管理に関する条例のもとです、運営等詳細を定めました規則を制定をいたします。そちらのほうで手続の具体的な方法、それから様式等、制定して申し込みをしていただくという形になっております。

○山崎祐一委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 はい、わかりました。

あとは、多分ほかの学校の施設と同じ形で、この料金の点ですけども、指定を、金額を指定されると思うんですけど、これは現金取り扱いではなくて、振り込みという形のシステムをされていくという理解でいいですね。料金をその場で受け取るのではなくて、振り込みという形で、ほかの学校等で体育館を貸しておられる形のものと一緒にという理解でいいですか。

○山崎祐一委員長 長谷川生涯学習課長。

○長谷川泰史生涯学習課長 こちらの施設の使用料につきましては、納付書納付ということで、現場での、施設での現金の授受と言いますか、そういった取り扱いはございません。使用実績に基づきまして、納付書で使用料をお支払いいただきます。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 この施設は、共育施

設として活用されるということで、1時から7時までは仏法僧実行委員会さんが運営されるということをお聞きしました。

どのように活用するのか、いわゆるその中で活動内容ですね、今まで決まっているところがあったら教えてください。

○山崎祐一委員長 長谷川生涯学習課長。

○長谷川泰史生涯学習課長 地元組織、放課後児童対策を行っていただきます地元の組織、仏法僧という名称になっておりますけども、こちらの組織によりまして、週がわり、日がわりで活動をしていただきます。

まず、月曜日から金曜日のうち、第1週から3週につきまして、月曜日はフリーということで、そのときにボランティアで参加していただける指導者と言いますか、その方が得意とされておられる囲碁であるとか、そういったものをいろいろ、講師の方々によっていろんなメニューをやっていただきます。

それから、火曜日につきましては、学習の時間ということで、これも火曜日に張りつきましてボランティアの方の得意とするところの、例えば英語であったりとか、そういったものをやっていただきます。

それから、もう1つのメニューとして、そろばんの教室をやっていただきます。

それから、水曜日につきましては、習字とそろばんをやっていただきます。

それから、木曜日は全校の一斉下校日になりますので、この日につきましては、運動を、グラウンドを使ったり体育館を使ったりということで、運動をやっていただきます。

それから、金曜日につきましては、1週から3週については農業体験みたいなものとか、それから昔の遊びを地区の方に教えていただく。

それから、もう1つのメニューはそろばんになりますが、この4週、金曜日の4週目につきましては、ボランティアによりまして読み聞かせというメニューが入ってまいります。

そういった形で、週がわり、それから日がわりで共育活動をやっていただくことになっております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私のほうから、では利用料についてちょっとお聞きしたいんですけど、1時間100円ということで、非常に安価でね、使いやすいなというふうに私は個人的に思っているんですが、この100円にしたという基準というのはどこからあったのか、こう決め方と言うかね、そういったのがあればお聞きしたいんです。

なぜかと言いますと、まちなみ情報センター、一方で借りるのには大体1時間200円ですね。9時から12時半まで600円と、会議室ってということで、ちょっと一方で1時間200円ぐらい、一方で安価な100円ということなので、この統一がちょっと市としてなされてないのかなっていう、ちょっと個人的に思ったものですから。今回の共育のこういった安価なね、1時間100円にしたというふうなことはすごくいいと思うんですが、基準というのは何かあったのか、伺います。

○山崎祐一委員長 長谷川生涯学習課長。

○長谷川泰史生涯学習課長 この公共施設の使用料につきましては、過去より財政健全化推進本部であったり、それから公共施設の使用料金適正化検討会議というのが設けられておまして、こういったものが適正な料金であるかというのが検討されてまいりました。

その中で、こういった集会施設等につきましては、施設管理の平均単価を用いた料金設定方式で適正料金を算出してくださいという通知が出ておまして、それに基づきまして算定をさせていただきました。

この適正使用料金というのは、先ほど言いました施設管理の平均単価にお貸しする部屋の面積、これ掛けるまた利用時間で出しまし

た金額の2分の1を利用される方が負担をしてくださいよというふうになっておまして、集会施設については施設管理平均単価というのが10円となっております。この単価にそれぞれの今回の共育施設のそれぞれの部屋の面積を掛けまして算出された額の2分の1を負担ということで、それぞれ100円という額が算出されております。

何分にも、施設、小さな規模の施設でございますので、100円で済んだという状況であります。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 では、私はこの第31号議案を賛成の立場から討論いたします。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、鳳来北西部の4つの小学校を統合し、同時に児童の放課後の健全な育成を目的に設置されるものであります。

市が共育施設として管理し、基本的に午後1時から午後7時までの間、放課後子ども教室として、地元の団体が運営する予定となっております。

ボランティアによる活動、英語、そろばん、農業体験など等、活動することにより、子供が楽しく安全に過ごすことができ、また保護者が安心して子供を預けることができる拠点として、この施設を利用し、共育がより推進することを願い、第31号議案を賛成といたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第31号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第31号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第32号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第32号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 資料をいただきました。使用状況ということで、平成23年度からあったということでもありますけども、1点はですね、平成23年、平成24年、平成25年と宿泊利用がありまして、平成26年、平成27年と宿泊は中

止しておるといことですけども、平成26年、平成27年度においてですね、宿泊をさせていただきたいというような強い要求と言うか、そういったものがあつたのかなかつたのか、その辺伺います。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 平成26年度の夏ごろだったと思いますが、毎年来ております駒澤大学の方から問い合わせがあつたというふうには聞いております。

ほかにつきましては、問い合わせ等はないということで聞いております。

以上です。

○山崎祐一委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 委員会、前の議案の説明会にも説明をいただいたんですけども、ボイラー、給湯設備というものが不良で浴室が使えないというのが大きな原因ということでもありますけども、その費用と言うか、そういったものが、概算的なものははじいてみたのか。数字、正確なものでなくてもいいんですけども、どの程度かかるかということ。

それと、もう1つ、今回の条例の改正です、設置目的のところの変更もあるんですけども、その変更を反映してこれ言いますと、「青少年の規律、協同、奉仕等の徳性のかん養及び教育の向上並びに心身の健全な育成を図る」というような設置目的ということになるわけですけども、この団体宿泊訓練と言うか、そういったものを今回除くと、削るということについては、この設置目的、施設の設置目的を達成するには支障がないと判断したのかどうか、そのあたりを伺います。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 青年の家が開館したのは、昭和49年でありまして、42年目になります。ボイラーにつきましてもその当時のものでありまして、もう四十数年たつておりますので、改修するにも部品がないということがあります。

新規に導入すればどうかってということだったのですが、もう膨大な費用がかかるっていうふうに、ちょっと見積もりは詳しくは出してもらってないんですけども、そういうことを言われましたので、費用対効果につきましては、全体の1%以下の利用であるってということ。また市外からの利用がほとんどでありますので、そこと鑑みて廃止に決定をいたしました。

それから、2点目の宿泊に、以前はですね、青年団が、昔ですけども、使っております、そのときも宿泊については、市内の団体ですので、青年団も宿泊は行っておりませんでした。

この施設は青年の家ということで、青少年の健全育成を図る施設ということで建てたんですけども、ほかの体育館等を含めて、青少年の利用にもまだ使っていると言いますか、貢献しているっていう状況でありますので、目的には外れてないと考えております。

以上です。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 何点か質疑させていただきますが、主にボイラーが壊れたよと。それに部品がないもんだからお金がかかるということなんですが、この40年前のボイラーが今のそのまま、まだあるということなんですが、この40年間の間に、こう更新だとか、壊れたらメンテナンスだとか、そういったことは、このボイラーについてやっていなかったのか、していたのか、どっちなのでしょう。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 ボイラーにつきましては、平成25年度までは使っておりますので保守等を行っております。業者から指摘があれば補修等をしてはおりますけれども、そういう指摘もありませんでしたので、大きな改修等は行っておりません。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ここにかかわる宿泊も含めたですね、維持管理費っていうのは大体どのぐらい、幾らかかっていたんでしょうか。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 宿泊に関する費用っていうことでよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 全体的にこう、いつも維持管理費、これがどのぐらいかかっていた施設ですかね。

また、じゃあ時間がかかるようだったらまた後日でいいです。

○山崎祐一委員長 どうですか。すぐ出ますか。

杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 後で、お答えします。

○山崎祐一委員長 後でよろしいです。

浅尾委員、続けてください。

○浅尾洋平委員 非常に私としては青年の家っていうのは、内外から来ている施設であって、本当に新城では貴重だと思っております。

先ほどの資料のことでもありますが、平成23年度は駒澤大学ですね、研究会が35人。また2回来てますので38人、その後も来ております。

また、名古屋大学からの生命農学研究科っていうのも15名来ていらっしゃいます。

自然の学校とか、あとしんしろ子ども劇場とかも使ってます、延べ320人もね、ここを使っております。

平成24年度も駒澤大学さんが2回利用して70人以上。黄柳野高校の和太鼓部も来ております。この方々、28名。新城ラリーは97名利用されて、272名の方が平成24年度は延べ使っていたと。

平成25年度も、また駒澤大学の歴史研究会

の人が使っております。毎年使っていただいていた。この年、愛知学院大学の文学部の歴史学科の人たちが250人もね、来ていたんですよ。延べで言いますと374人。

年々増加してたということで、ボイラーが壊れたのか、平成26年から中止していますので利用はありませんという資料なんですけど、これ本当にもったいないなど。これから新城は人口減少で市のこうPRをしていこうと。新東名が来たのでね、観光客も呼ぼうっていうやさきにですね、本当に安価で学生さんが安心して、また子供たちがスポーツで、サッカー部の方も来てます。剣道部のね、方々も外から来ている。こういう自然豊かなところでスポーツ、文化、歴史、そして文学、命、こういったものをこう学べる唯一の本当にいい場所だと私は思っているんです。

そこで、ボイラーが壊れたからお金がないというようなことに決定をしたということに私、非常に驚きを感じてまして、以前ボイラーが壊れたので直すという答弁があったっていうふうにちょっと聞いてましたので、それで直るんだなと思ってたら今回この議案が出たので、ちょっとびっくりしているんですが、やはりこれをやっぱり価値を再利用して、やっぱりそこで新しくして、また新東名も来たもんですから、こういった安価でね、学生さん安心して来れるような市町っていうのをやったほうがいいと思うんですが、そういった検討は、声はあったのか、なかったのか、伺います。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 今、委員が言われた平成25年度の愛知学院大学ですが、延べ900で250人と、一番多く利用をしていただいた団体であります。

ですので、平成25年度はそれが大きくて374名のうちの250人ということになっております。

駒澤大学にしても、市外の方ですので、費

用対効果を考えてですね、更新をしないというふうに決めさせてもらいました。

数年前に、公共施設のあり方検討会におきましても、青年の家は利用の少ない宿泊などの管理内容があつて見直しが必要であるというふうに庁内で検討されました。

そういうことを含めて、もろもろを含めて今回、宿泊を中止をするということに決定をいたしました。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あり方検討会でね、必要ないというようなことを検討があったということをもとにしているということだと思うんですが、私は本当にこう大事な施設だと思うんですが、例えばじゃあ今回廃止をして、ここを利用していた方々ですね、例えば駒澤大学の学生さんだとか、あと名古屋大学の学生さんたちが宿泊ここしたかっただけで、もう廃止になったからどこの施設行けばいいですかって言ったら、市内にはどこがあるんでしょうか。行き先を教えてください。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 市内で公共施設と言いますと、山びこの丘があります。

○山崎祐一委員長 いいですか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 山びこの丘だけですよ。また鳳来のほうで奥へ行かないといけないところで、アクセスが非常に悪いんです。

ここの新城、旧新城からね、愛されていた、この青年の家だと、桜淵が隣接してますし、アクセスもしやすい。市内の中心街であるという、やっぱり立地条件が非常にそろった場所だからこそ健全なね、スポーツだとか学習だとか、落ちついて、そういった心身をとものにね、高める、学び合うところができるというところで非常に大事な施設だと私は思っております。

そこで、思うんですが、ボイラーの見積も

りさえしていないということは、非常にどうなのかなと思うんですが、本当にボイラーは幾らぐらいするのか、本当に直すとのぐらいかかるのかというのは、概算だけでも教えてほしいですし、そこの考え方、幾らかかるのかというのを教えてください。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 済みません、正確な見積もりは、ちょっと取ってないです。業者から本当にもう何百万円とか何千万円、膨大な金額になるというふうに聞いたもんですから、細かい見積もりのほうは取っておりません。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 何百万円と何千万円はちょっと違う、かなり差があるんですが、何百万円におさまるんでしょうか。それともその上の千、何千万円でしょうか。

○山崎祐一委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 正確な見積もりは取っておりませんので、また後日でよろしいですか。済みません。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 本当にほとんど見積もりが取ってないというところで、はっきりしたね、データが出ないということですけど、またわかったらまた後日ね、データをいただきたいと思います。

ちょっと次の質疑に入るんですが、やっぱり市の基準でもですね、50万円以上の施設の改修には市がね、お金を払うという形で、先ほどのもつくる新城の基金、運営基金とか、あとほかの道の駅の基金でも、そういった形で基準があるもんですから、やっぱり50万円以上あれば市が補てんするというところで、今回もやっていただきたいなという気持ちはあるということは、まず述べさせていただきたいなと思うんですが、例えば今後この施設っていうのは、あり方検討で民間に移るといったことは考えることはあるんでしょうか。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ただいまの御質疑ですすね、1点ちょっと確認をさせていただきたいのですが、委員長よろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 はい、どうぞ。

○夏目道弘教育部長 50万円以上のもの云々というのは、どういったことでしょうか。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 公共施設についての施設で古くなったものとか、そういったものは50万円以上だったら市が補修するということの基準があるというふうに聞いていたのですが。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 そういった基準はございません。恐らくですね、指定管理の協定かなんかで、の中で一定の基準を設けて、基本的には指定管理者が修繕等を行うのですが、一定額以上のものについては、市が直接この修繕をしますよという規定はありますが、青年の家は指定管理には出しておりませんもんですから、そういった基準はないですし、いろんなものを壊れた、直すっていうのは、すべて市が直接直していくというような形のものであります。

それと、先ほど来の質疑の中で、いわゆる今回、宿泊機能っていうものを条例から外すという条例改正でありますけども、宿泊機能を外すことによって青年の家の機能すべてがこの失われていってしまうと言うんですか、そういったことは全くございません。青年の家は青年の家で今後も、もうしばらくはあそこを使って、青年の家として使っていこうというふうに思っております。

今回、宿泊機能を外すというのは、先ほど来、担当の参事がちょっとこう仮に直すとしたらどのくらいかかるのかっていうのがしつかり見積もりがされてなくて、大変申しわけないのですが、あそこは基本的に大分古い建物ですので、空調だとか給湯だとか、そういったものが、いわゆる全館この1つのボイラ

一ですべてを賄うというようなタイプの、古いタイプのものなのです。

こう常に、すべての青年の家の施設が稼働をしているって言うか、使われておるといふのであれば、それはそれでいいんですが、なかなか利用率として、常に満杯の状況にはございません。

ですので、今それぞれの部屋には個別の空調設備を使ってコストダウン、維持管理コスト低減というものを図っております。

この宿泊施設については、過去のこのデータって言うか、利用実績はあるものの、費用対効果って言っていいかどうかというのはありますけども、非常に高コストなものになりますので、特に利用は、集中するのは夏休みの期間でありますので、あとの期間っていうのはほとんど使われてないというような状況ですので、機械も壊れてしまった、更新にもそこそこの投資っていうものは、再投資っていうものは必要になってくるということもありまして、総合的に勘案しまして、今回、宿泊機能を外そうという判断をさせていただきました。

それに伴う影響ということなのですが、青年の家だけがすべてではございません。公共施設についていきますと、今、担当参事が答弁していましたように、山びこの丘があります。それから作手にはB&G鬼久保ふれあい広場がございますので、むしろですね、市としてはそちらのほうがまだまだ使えますので、青年の家よりも、このいい施設でありますので、そちらのほうをどんどん使っていただきたいなという思いはございます。

それから、そういった外部からの受け入れ態勢っていうものをすべて公共で賄わなければならないのかという部分もございます。

むしろですね、宿泊をすれば、それなりの宿泊費が発生をいたします。それが例えば市内の民間のこう例えば民宿さんとかですね、安く上げるとすれば、そういったところに回

っていけば、民間がうるおうと言うのですか、そういったメリットと言うのですか、そういったものも期待はできるものでございますので、考え方としては、このもっとう市内全体と言うのですか、総合的に考えるべきではないのかというような考え方が、先ほど参事が申しましたように、合併後に財政健全化の中で公共施設のあり方検討会というようなものも行われました。そういった中で考えられた1つの市としての結論に基づく対応の1つであるということでございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの話で、私が勘違いしてて、指定管理の施設だったら50万円以上だったらやるということで、ちょっと勘違いしてました。そこの食い違いじゃないですけど、そこの部分でちょっと考えてました。その部分はちょっと訂正をさせていただきます。

先ほどの話なんですけど、鳳来には山びこの丘があって、B&Gという、作手にはそういう施設があって、旧新城にはどこがあるかって言ったら、唯一ここだったというふうに私は思うんです。やはり新城の青年の家というのが古くからね、ここにあつてということで、非常に利用しやすいものを今回の老朽化という、お金がないと、費用対効果が見えないということで切ってしまうのは非常に私は冷たいんじゃないかなというふうに思って質疑をさせていただいているんですけど、そこで伺いたいんですが、やはり利用する人はやっぱり学生さんとか子供さんが多くございます。和太鼓の高校生の方とか。やっぱりそういった方々はお金がなくて、安価で安心して施設を利用するということがやっぱり主題にあると思いますし、東京からわざわざね、駒澤大学の人たちがこんな新城って言ったら何ですけど、田舎のね、自然豊かなこの町に来てくださるということは、本当に将来への投資と言うか、PRにもつながると私、思うんです。そういった東京の方々の学生さんがここで豊

かな文化、歴史文化をね、学んでいくっていうのは本当に大事なことだと思っておりますので、ぜひそういったことで、この施設は大事だと思うんですが、見積もりすら取っていないっていうふうなことは、どうしてそういう形になったのか。普通は見積もりを取って本当に高いのか安いのか、またそこを、費用対効果っていうのを見るんですが、そもそも見積もりすら取っていなかった。市はこの観点として、抜けてたように見えるんですが、庁内検討ではどういった議論がされていたのでしょうか、伺います。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ちょっと申しわけございません、見積もりが取ってあるのか、今、担当が手元に資料は持っておりませんもんですから、ちょっとその辺は調べさせていただきたいというふうに思います。

○山崎祐一委員長 浅尾委員に申し上げます。質疑、的確に、端的な質疑に切りかえてください。先ほどから少し説明が繰り返しになっているように感じられますので、注意してください。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 新城の生涯学習推進計画と読みますと、新城の三法、学びの財産の活用って、いつでもどこでもだれでも自由にね、学習ができ、その成果を生かすことができる環境を整備することを目標としておりますというふうに概要、目的でおっしゃっておりますので、非常にそこら辺のちょっと説明がね、長くなったところはあるということでございます。

少し1点、あとお聞きしたいんですが、一方でこういった合宿型まちづくり活動と言って、宿泊した方で学んだ学生さんには新城市で合宿すると1人1,500円補助するよということで、こういった裏で施策をしておりますが、今回、青年の家さんの宿泊がやめるということになると、相反するような感じがする

んですが、そこら辺の整合性はどのように今回の廃止することで、今回の補助金のかかわりがなくなるのか、なくなるのか、ちょっとそこら辺の整合性は、どう庁内で質疑したのか、伺います。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ちょっと合宿の補助金のことについては、直接、教育委員会がかかわっていないものですから、はっきりしたことは申し上げられませんが、その取り組み、1,500円って書いて、そうですね、が、この今回の青年の家の宿泊施設をやめるということによって影響が出る、いわゆる合宿経費の補助金、補助制度だと思いますけども、その執行、遂行に多大な影響が出るというふうには考えておりません。

現に、先ほど御答弁申し上げましたように、青年の家の宿泊施設には相当、老朽化をできておりますので、この使い心地と言うんですか、そういったものが大変劣化をできておったことは確かでございます。

です。何がしか、もしも続けるんならば手を入れなければいけない。

その補助金は、どちらかと言うと、恐らくですね、市外から市にそういった合宿と言うんですか、そういったものを呼び込みましょうという目的を持っておるものだと思いますので、これは先ほども言いましたように、公共施設だけをターゲットにしたものではないというふうに思います。そのほうがより効果はあるはずでありますので。公共施設でも宿泊ができる公共施設って非常に限られておりますので、今ちょっと思い出しましたんですけども、市が直接やっておるのではないんですが、鳳来寺の門谷の旧門谷小学校なんか、あそこも宿泊ができる。最近をよくフェイスブック等で活用事例がこう載っておりますけども、ああいったところも、いわゆる民間と言うんですか、公共部門ではないところの活動として行われておる。そういったものは、むしろ今

のような施策によって行政としても支援をしていく価値が十分あるものだなと。そういうふうはその制度をとらえていただければよろしいのではないのかなというふうに思います。

○山崎祐一委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めてですね、こうしたですね、学生さんのことにですね、お伝えしたいのが、公民館でもですね、無償譲渡して民間になったところもあるかと思うんですが、そうしたところも当然安くですね、受ける区はあります。本町区は当然安く安価でやっておりますし、また市内中部においてもですね、旅館業でですね、長期でも本当に安くしてまた桜淵においてもですね、長期の働く人とかですね、そういった方たちが飯抜きでふるだけ入るっていう、桜淵にもそうした施設はございますので、そこら辺、新城にないわけではございませんので、安価にこういうふうな受け入れる態勢はできております。そこら辺もPRあわせてお願いしたいと思えます。

以上です。

○山崎祐一委員長 答弁はよろしいですか。

○長田共永委員 もし知らなかったら。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 貴重な御意見ありがとうございます。

今後ともですね、例えば非常に消極的ではありませんけれども、お問い合わせ等ありましたら、そういったところもぜひ紹介をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、討論をさせていただきたいと思います。

第33号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対する立場で討論いたします。日本共産党の浅尾洋平です。

この条例は、市内の青年の家が提供してきました宿泊施設の機能を廃止するという議案でございます。

私は、次の3点から反対をいたします。

1点目は、この青年の家が新城市の内外の皆さんに、この新城市が持つ歴史的、また文化的、またスポーツに適した魅力を宿泊施設を利用することで十分に町を丸ごと知っていただける重要な施設であることから、宿泊施設の廃止は到底受け入れられません。

2点目は、新城市が宿泊機能の廃止を決める理由が施設の老朽化であるということです。

また、管理、維持費との関係で、お金がないというものでございます。

また、ボイラーの見積もりさえ、すぐには出ないというところの状態でございます。

しかし、公的施設である以上、これまで市がどれだけこの青年の家に対して投資をし、位置づけを定め、市内の内外に魅力を発信してきたのか、私はよくわからないのです。桜淵が見渡せる、とてもいい場所にあり、施設の位置づけを改めて考え直すならば、修繕費や投資を行う、再投資を行う価値は十分にあると考えています。

3点目は、廃止することによって研修やスポーツのため、本市の宿泊施設を利用した方々への補助金施策にかかわって、本市の施策との整合性が取れなくなることです。このような相反する施策は絶対にやってはいけません。

以上で、簡単ではありますが、反対討論いたします。

また、詳しくは本会議場で討論をさせていただきます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、第33号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成の立場で討論をいたします。

条例によりますと、新城市青年の家を利用できる者ですが、研修等のために利用する青少年で、市内に在住、在学、在勤する者を第一の利用者ということで設定した施設があります。

また、支障がないと認めるときは、それ以外の者も可能ということになっておりまして、市外からも利用者があったということがございます。

利用状況でありますけれども、平成23年度以降の実績では、格安に宿泊できる施設であるにもかかわらず、年間を通して宿泊利用は1%以下の利用率であったということであり

ます。かつ、ほとんどが申し上げたように、市外の方が利用している状況であったということでもあります。

平成26年、平成27年度においては、浴室が使用できず、宿泊を中止しましたが、利用者からの宿泊への強い要求はなかったという説明もありました。

宿泊利用については、この状況から見ますと、市内青少年の利用形態には合致しないような状況であるということが言えると思います。

また、市としても設置目的達成には、この施設がなくなるわけではないということで、これからも利用するという考えますと、宿泊の中止ということは、支障はないという判断もできます。

このような状況でありまして、高額な給湯、全館給湯利用方式というような説明がありました。そのためのボイラーの更新には高額な費用がかかるということは、具体的な数字はなくてもわかる話でございます。

公費を投じてのこの宿泊の再開に、今、申し上げましたけども、ときの要請には合わないのではないかと考えています。

よって、本施設においてはですね、宿泊利用以外の青少年の利用において、目的達成に力を入れて充実を、さらなる充実を図っていただきたいということを申し上げながら、本施設の設置目的から団体宿泊訓練を削ることを主とする本条例の一部改正については、賛成をいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第33号議案を採決します。賛否両論ありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。よって第33号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第34号議案 新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 済みません、まずもってですね、体育施設利用者に対する配慮ありがとうございます。

そうした中でですね、こうした体育施設の利用されているのは、ほとんどが同じグルー

プって言うか、あれで、要は旧来は学校ごとに運営協議会等を開いて、申し込みとか受け付けのほう、やられとったわけなんです、今回は教育委員会が窓口で許可等をされるってということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 今までですと、各小中学校に学校開放運営委員会という組織をしていただいて、利用したい団体がそこへ登録して、使用日を決定して使っていくというような状況でございます。

今、廃校となりました学校につきましても、同じように利用団体がございまして、その方々に廃校となったからすぐ利用方式を変えるっていうのは、非常に混乱を来しますので、今までと同じように、名前を変えた形で、同じような状態で貸し出すような格好にしたいと思っております。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと、別表の2条関係のほうなんです、山吉田は黄柳川に多分行ったのはわかるんですが、菅守のほうはなかったってことで理解してもよろしいでしょうか。過去を踏まえて教えていただきたいんですが。

○山崎祐一委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 まず、菅守小学校につきましては、利用計画がもう既にできておるといことで、こちらからは抜いてあります。

また、協和小学校につきましては、実際、体育館が耐震になっていないということで、一般に開放するにはちょっと危険であるということから、省いてございます。

あと、グラウンドにつきましては、一応利用できるような状況で、グラウンドの開放というふうな形を考えております。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと、今後考えられるのが

巴と開成があるんですが、それも同様な形で、旧来と変わらず、対応はこの条例でできるっていう理解でよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 こちらの条例のほうに、廃校となる学校の旧学校名で施設名が上っていくというイメージで、その都度、条例のほうの改正をしていくつもりでございます。

○長田共永委員 はい、ありがとうございます。

以上です。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 今回ですね、学校の設置条例から外れても、同じように体育館が使用できるように、グラウンドが使用できるように新たに条例を設置するというふうな受け取っておりますが、例えばですね、避難所になっているところですよ、そうした場合、今、避難所としては体育館とかグラウンドを使うわけですけど、何らかの理由で校舎のほうも使用したいということになった場合は、どのようなものか、教えてください。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 避難所の関係につきましては、ちょっと教育委員会の所管ではございませんものですから、明確なお答えはできませんが、小学校の統合で教育委員会が地元の皆さん方にお話に入っていきますと、やはりそういった御意見というのは出てきます。閉校となるのはもうやむを得ないけども、避難所としての機能はどうなってしまうのだということ、その辺は市の総務部防災安全課が避難所の所管をしておりますので、そちらのほうによく伝えますということでお話を申し上げてきておりますので、今、防災安全課では、避難所のあり方って言うんですか、この指定の仕方と言うんですか、そういったものを今、考えておるようではあります、とりあ

えず教育委員会は教育施設を所管をするということですので、学校の機能がなくなれば、設置条例から廃止をしていかなければいけない。

ところが、しばらくは建物そのものは残っていくわけでありますので、もちろん学校ではなくなったんですが、建物はありますので、跡地利用っていうものも今後やはり考えていかなければなりません。

現に、菅守小学校、それから黄柳野小学校ですか、あれは別の利用がもう始まってはおりますが、その他の学校については、まだ決まっておられませんものですから、今後の話になります。

その話の中で、やはり地域とのコンセンサスというものは必ず得る必要がありますので、その段階で恐らく避難所機能っていうのがどうなってしまうのだというような話はあると思いますので、そのときの議論の過程等を踏まえて、防災安全課のほうでどういうふうに持っていくのかというのを決めていくものだというふうに、教育委員会としては理解しております。

○山崎祐一委員長 小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 実は、先ほど防災安全課へ行って聞いてきたんですね。

そこで、やっぱり跡地利用をどうするかということをしっかりと考えていかなければならないんじゃないかというようなことを言われました。ちょっとお聞きしたわけなんですけど、今、部長さんのほうからそういうお話が出て。

今後ですね、地元がですね、校舎を使いたいというような要望が出た場合、どのようにされるか考えてみえますでしょうか。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

ちょっと趣旨が違いますが、答弁できたらお願いいたします。

○夏目道弘教育部長 それではですね、学校は閉校をしてから次の利用が決まるまでは、

一応、教育委員会の教育総務課のほうで施設管理は行ってまいります。

その間に、地元で校舎、それから体育館等、グラウンドも含めてですけど、こういったことで使いたいというような申し出があれば、それは使っていただいております。

現に、今までも、そういったケースはございますので、それは教育委員会の教育総務課のほうへ申し出ていただければ手続きができるようになっております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑は。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 1点確認なんですけど、これ貸し出しをする形になるわけなんですけど、今後。教育委員会も申し入れはしていただくという形を取っていかれると思うんですけど、かぎとか施設とかという、それはまた要綱とかで決められていくんでしょうか。

○山崎祐一委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 現段階でも、各学校の開放運営委員会が組織の代表者の方にかぎをお貸しして、その方が責任を持って管理をするという形になっておりますので、それを引き継ぎたいと思っております。

○山崎祐一委員長 鈴木眞澄委員、よろしいですか。

○鈴木眞澄委員 はい。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はございませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 体育館について、3校ということでありますけども、資料によりますと、鳳来西については、かなりの利用が今まで学校開放であったということなんですけど、ほかの学校については、余り利用されなかったということなんですけど、数字的には。今回、学校がなくなるということもあると思うんですけども、この体育館利用についてですね、グラウンドも含めて、地域から廃校後の利用について、強い要求、要望があったかどうか、そ

の辺について。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 先ほども少し御答弁申し上げましたが、小学校の再配置、いわゆる統合に当たっては、地元へ入っていったときに、当面はどんなふうに通合していくのかということが議論のメインになってくるのですが、その後において、閉校となる学校の施設をそれぞれの学区、地元で、このどんなふうにご利用したらいいのか、そういった声があればお聞かせください、申し出てくださいというお願いを各学区に話をしております。

現在のところですね、この今回載っておる鳳来西、海老、連谷につきましては、地元から具体の跡利用要望と言うですか、そういったものは出ておりません。

もう少し教育委員会としては待ちたいと思います。

また、少し今までですね、この4月から新しい学校統合でスタートをしますので、もうスタートに向けての議論で終始をしておりますので、これで少し統合がなって落ちついてくれば、その先の話、いわゆる跡地利用、跡利用というような議論が恐らく出てくるのではないのかな。こちらからもそういった、この再度お伺いをするというような場を持ちたいというふうに考えております。

○山崎祐一委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 その前ですね、今回の跡利用の決まるまでの間の体育館利用について、グラウンド利用についての要望と言うか、要求が鳳来西以外の利用率の少なかった学校についてもあったのかどうか。その辺は。

○山崎祐一委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 私が記憶しておる限りでは、ここで想定をしておる、いわゆる何かスポーツをやるだとかってというような話は、余り記憶の中にございません。

ただ、1点ですね、先ほど小野田副委員長から避難所という話が出ていましたが、連谷

小学校区の皆さん方からは、学校がなくなるけども、避難所も遠くなってしまふのか。それでは困るぞというような御意見は出ております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、第34号議案でありますけども、新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてです。賛成の立場で討論いたします。

統合により廃校となった、また廃校となる、この旧小学校の体育施設を廃校施設の新しい活用が始まるまでの間、市民が健康及び体力の保持、増進のため利用できるように規定を定めるものということでございますが、また廃校後の体育施設の利用については、今お聞きしたような、地域の強い希望があり、継続して使っていきたいというような声もあったということでございます。

市民の健康及び体力の保持、増進のためという目的ではなくて、今まで地域の核施設でありました旧小学校施設を継続的に利用することは、地域の希望をつなぐために非常に大切なことだと思います。

廃校施設の次なる活用のためには、教育委員会のもとで維持管理を続けることが非常に重要なことになるかと思っております。

地域の皆様が健康、体力づくりを通して、各体育施設に集い、旧小学校施設の新しい活用と地域への利益へとつながることを期待しまして、本議案には賛成いたしたいと思いません。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございませ

んか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第34号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第34号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 権利の放棄を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 税金は本当に大事に使わないといけないなというところで、市にもかなりね、ボイラーに使うお金もないということで、肝に銘じて、ちょっと質疑のほう、させていただきたいと思います。

今回の議案に対しては、不実の申請により、生活保護を受けていた者の費用の放棄、金額の放棄をするという議案になっています。

何でね、お金の金額は760万円もの不正受給を今回見逃したのかというところと、あと具体的な主なこれまでの経過と、それにかかわる職員の処分の有無と再発防止という観点で、3点伺います。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 それでは、1点目の生活保護の不正受給に至った経緯ですが、先に部会でも御説明を申し上げましたが、平成21年3月に、この生活保護受給が始まりまして、この方の生活保護の不正受給が発覚したのが平成25年6月であります。

発覚の理由というのが、この方がインターネット上にわいせつ動画のホームページを開設しまして、そこに広告収入、アフィリエイト収入と言うんですが、ホームページ上に広

告を掲載して、そこをワンクリックすると幾らか入ってくると。そういう収入です。

市サイドとしましては、自宅の中でやられていることと、そこまではやはり知り得る状況ではございません。生活保護の家庭訪問でも、この方は月に1回、一番頻度が多い方ではありますが、生活状況の確認には伺っています。伺っておりますが、やはりその場において、そのようなことをやっておられるような方には、まず見えなかった点と、生活歴も、生活保護を受ける段階でいろいろとお聞きはしています。ですが、インターネット関係のお仕事をされているだとか、そういうことに長けておみえになるというような、そういうような生活歴も見えませんでした。

保護申請時において、どの保護者の方にもそうですが、収入があった際には必ず申告をしてください。それから定期的な収入報告の申請書の提出を求めています。

この方の場合、保護申請時において、主な収入というのがなくて、要は仕事をやめられた後の失業保険で生活をされておった。それと高齢である奥さんのお二人で生活が立ち行かない。住んでいる地区もちょっと作手地区であったということで、なかなか就職活動に結びつかないということから、生活指導のほうも転居指導のほうを重ねてまいりましたが、そこにも応じてもらえないような状況がございました。

それで、平成、今、言いました平成25年ですね、この段階で、インターネット上のわいせつ動画のホームページを開設しているということを警視庁のほうが発見しまして、警視庁のサイバー犯罪課のほうに身元調査を進めている段階において、生活保護受給者だということが判明し、その後、福祉事務所のほうに連絡が入って判明したというような状況でございます。

ですので、我々の対応としましては、定期的な収入報告などが、生活状況の確認には参

っておりますが、そのような収入を得ているというところを把握できるような状況ではございませんでした。

〔「職員の処分のあるかないかと再発防止」と呼ぶ者あり〕

○田中秀典福祉課長 済みません、職員の処分については、私が答弁できる立場でございません。

再発防止に関しましては、当然、収入申告、生活保護の受給時点で、必ず収入申告をしてくださいということを念を押して言うことと、定期的な訪問をして、必ず収入申告書を徴収しております。

なおかつ、どうもあやしいというような状況がありましたら、これまで余りやってこなかったんですが、その方の預貯金の調査を再度かけるようなことをしております。預貯金調査をかけて、なおかつお金の動きがあやしいようであれば、履歴までも取って確認をするような形で、不正受給の防止には努めております。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員に申し上げます。職員の処分については、この席者では答弁できませんので、別な機会に改めて行うようにしてください。申し上げます。

○浅尾洋平委員 今ので概要のほうがわかったので、ありがとうございます。

大体この金額から言うと、大体4年8カ月ぐらいの保護の受給をされていたということで、月1回程度しっかり市の職員の方が確認をして、支援をね、していたということがわかったんですが、そこでお聞きしたいんですが、実は今回のこの議案を見た市民の方からですね、この暴力団員に関係するような方ではないのかという問い合わせがあったんですが、そこら辺は、やはり1回訪問する中では、どういった市の認識の方だったのか、その点をお聞きします。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 生活保護受給時点において、暴力団員関係者であろうかどうかという点は、お話だとか、生活歴を聞いた段階で、あやしいと思った段階で警察署のほうに照会をかけさせていただいております。

この方の場合、生活歴のところの段階では、そのような不審な点もございませんでしたし、失業する前は、まじめに仕事をされておった方でしたので、暴力団関係者かどうかという確認までは至ってはおりませんが、そのような事実関係もなかったというふうに聞いております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第89号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、委員長からお諮りします。委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午後2時49分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一